

日本史 B 問題

はじめに、これを読みなさい。

1. この問題用紙は 12 ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。
2. 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
3. 監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
4. 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外のところには何も記入しないこと。
5. 問題に指定された数より多くマークしないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれも HB・黒)で記入のこと。
7. 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残さないこと。
8. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
9. 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。ただし、この問題用紙は、必ず持ち帰ること。
10. 試験時間は 60 分である。
11. マーク記入例

良い例	悪い例
	  

〔 I 〕 次のAからDの各文を読んで、それぞれの設問に答えなさい。答えは、解答欄に記入しなさい。

A

後鳥羽上皇は、分散していた広大な皇室領の荘園を再び手中におさめるとともに、従来の北面の武士に加えて新たに西面の武士を置いて軍事力の増強をはかり、幕府と対決して朝廷の勢力を挽回しようとする動きを強めた。こうしたなかで、1219(承久元)年、すでに実権を握っていた將軍源実朝が兄頼家の遺児公暁に暗殺され、頼朝以来の源家將軍は三代で断絶した。この事件をきっかけ^(a)に朝幕関係が不安定になると、1221(承久3)年、後鳥羽上皇の命令により、北条義時追討の宣旨が出された。しかし、上皇側の期待に反して、東国の武士たちは、源頼朝の妻北条政子の呼びかけに応じて結束し、北条泰時(義時の子)・時房(義時の弟)らに率いられた幕府軍は、東海・東山・北陸の三道から京都に攻め上り、わずか一月月ののち幕府軍の圧倒的な勝利に終わった。^(b)

問(1) 下線部(a)に関連して、北条義時は、実朝の死後、後鳥羽上皇の皇子を將軍に迎えようとしたが許されなかったため、摂関家出身で源氏にとっても遠縁にあたる を後継者に迎えた。この人物について、後鳥羽上皇は、北条義時追討の宣旨のなかで「^{わずか}纔に將軍の名を^お帯ぶると^{なおもつ}雖も、猶以て幼稚の^{よわい}齡に在り」(『小松美一郎氏所蔵文書』)と評している。空欄(ア)に該当する人名を記しなさい。

問(2) 下線部(b)に関連して、上皇方についた貴族や武士の所領3000余カ所を没収し、戦功のあった御家人らをその地の地頭に任命したが、新しく地頭を置く際に、これまでに給与が少なかった土地では、 という一定の基準を定めて彼らの給与を保障した。空欄(イ)に該当する語句を記しなさい。

B

一 天下ノ百姓ノ刀ヲ悉く之を取る、大仏ノ釘ニ之を遣ふべし、現ニハ刀
 故鬪諍に及び身命相果つるヲ之を助けんがため、後生ハ釘ニ之を遣ひ、万民
 利益、^(現力) 理当ノ方便ト仰付けられ了と云々。内証ハ 停止の為也ト
 沙汰之在り。種々ノ計略也。

(『多聞院日記』)

問(3) 下線部(c)に関連して、この大仏が建立された寺院の名称を記しなさい。

問(4) 奈良興福寺の子院である多聞院の住職英俊は、『多聞院日記』のなかで、
 秀吉のいう刀狩の理由は偽りであり、その「内証」(真意)は「 停
 止の為」だと書いている。空欄(ウ)に該当する語句を記しなさい。

C

3代将軍徳川家光のころまでは、幕府の権力の安定をはかるためにきびしい
 支配体制をつくり、幕府に反抗的な大名は強く弾圧するという武断的な大名政
 策によって、大名の や減封などが頻繁におこなわれ、多数の牢(浪)
 人を生み出した。1651(慶安4)年4月に家光が死去し、子の徳川家綱が11歳
 で4代将軍になったが、同年7月家綱が幼年であったことに乗じて軍学者の由
 井正雪が牢人丸橋忠弥らと幕府の転覆を企てた(慶安の変)。幕府は、この事件
 をきっかけに、末期養子の禁を緩和し、牢人の増加に歯止めをかける一方、江
 戸に住む牢人とともに の取締りを強化した。

問(5) 空欄(エ)には、領地を没収することを指す語句が入る。空欄(エ)に該当する
 語句を記しなさい。

問(6) 下線部(d)に関連して、1663(寛文3)年8月5日に発せられた諸士法度第18条は「一 跡目の儀、養子は存^{ぞんじょう}生^{ごんじょう}の内言上致すべし。末期に及び之を申すと雖も、之を用うべからず。然りと雖も、其父年 以下の輩は、末期^な為りと雖も、其品に依り之を立つべし。拾七歳以下のもの養子を致すに於いては、吟味の上許容すべし。」(『御触書寛保集成』)と定めており、末期養子の禁を緩和している。空欄(オ)に該当する数字を記しなさい。

問(7) 空欄(カ)は、異様な服装で徒党を組み、反社会的な行動に走る者をさす。空欄(カ)に該当する語句を記しなさい。

D

幕藩体制の動揺とともに、幕藩体制をたてなおすための方策がいろいろ説かれてきたが、18世紀半ばになるとむしろ封建社会を批判し、それを改めようとする思想もあらわれるに至った。とくに、八戸の医者安藤昌益は、『自然真営道』を著して、万人直耕の を理想として封建的な身分制を否定した。19世紀には、封建制の維持または改良を説く現実的な経世思想が活発になった。 は藩専売制などによる財政再建を説き、本多利明は『西域物語』などによって、西洋諸国との交易による富国策を説き、佐藤信淵は産業の国営化と貿易の振興^(e)を主張した。

問(8) 空欄(キ)に該当する語句を、漢字3字で記しなさい。

問(9) 下線部(e)に関連して、これについて述べた、『西域物語』以外の代表的な著書を記しなさい。

問(10) 空欄(ク)に該当する人名を記しなさい。

〔Ⅱ〕 次の(ア)・(イ)・(ウ)の各ブロックの文中の空欄(番号が付された箇所)に、各ブロックの語群からもっとも適当と思われる語を選んで、その記号を解答欄(解答用紙裏面)にマークしなさい。

(ア) 桃山時代には、金箔地に緑青や群青などによって彩色する濃絵などの方法で障壁画が描かれた。障壁画の中心となったのは狩野派であるが、狩野派は、伝統的な画題のほかにも、民衆の生活や風俗などを題材とした風俗画も描いた。この当時の狩野派の代表的な作品としては、狩野元信の孫にあたる [] の門人である [1] による大覚寺の「 [2] 」などがある。桃山時代にはすぐれた水墨画も描かれている。その代表的な作品としては、狩野派に学び「浜松図屏風」なども描いた [3] の「 [4] 」などがある。

〔語 群〕

- | | | | |
|----------|---------|---------|--------|
| A 狩野永徳 | B 狩野山楽 | C 松林図屏風 | D 海北友松 |
| E 唐獅子図屏風 | F 山水図屏風 | G 長谷川等伯 | H 松鷹図 |
| I 檜図屏風 | J 長谷川久蔵 | K 智積院襖絵 | L 狩野正信 |

(イ) 江戸時代初期の文化は、桃山文化を継承するとともに、新しい傾向を示し始めた。絵画では、狩野派からは、幕府の御用絵師になった [] や、その門人で「 [5] 」を描いた [6] が活躍した。工芸では、本阿弥光悦が蒔絵・陶芸などで独創的な才能を示した。彼の代表作としては、「 [7] 」がある。

〔語 群〕

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| A 色絵花鳥文深鉢 | B 花下遊楽図屏風 | C 片輪車蒔絵螺鈿手箱 |
| D 狩野探幽 | E 狩野秀頼 | F 狩野光信 |
| G 久隅守景 | H 職人尽図屏風 | I 大徳寺方丈襖絵 |
| J 舟橋蒔絵硯箱 | K 夕顔棚納涼図屏風 | L 八橋蒔絵硯箱 |

(ウ) 元禄期には、狩野派は安定して絵画を制作したが、しだいに衰えをみせるようになった。それにかわりこの時期には、都市や農村の有力者を中心的な担い手とする、洗練された美術があらたに生み出された。

京都では、呉服商雁金屋の出身である [8] が、本阿弥光悦の書の下絵なども描いていた [] の大和絵の技法を取り入れて活躍した。[8] の代表作としては、「 [9] 」がある。これに対して江戸では、版画の技法をとりいれた浮世絵が民衆の間で大きな人気を得るようになった。この時代の浮世絵の代表作としては、 [] による「見返り美人図」や「 [10] 」があげられる。

[語 群]

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| A 雨宿り図屏風 | B 尾形光琳 | C 燕子花図屏風 |
| D 歌舞伎図屏風 | E 秋郊鳴鶉図 | F 春秋花鳥図屏風 |
| G 住吉具慶 | H 俵屋宗達 | I 田家早春図 |
| J 土佐光起 | K 菱川師宣 | L 洛中洛外図巻 |

〔Ⅲ〕 次のA～Cの文章(史料)を読んで、下記の設問に答えなさい。答えは、解答欄に記入しなさい。なお、文章には部分的に変更が加えられています。

A

- 一 大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ルハ、御誓文ヲ以テ目的トス。
- 一 天下ノ権力総テ之ヲ ^(a)ニ帰ス、則 政令ニ途ニ出ルノ患ナカラシム、ノ権力ヲ分ツテ、立法行法司法ノ三権トス。則 偏重ノ患無カラシムルナリ。
- 一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ズ、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ズ。
- 一 各府各藩各県皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ。
- 一 諸官四年ヲ以テ交代ス。公撰入札ノ法ヲ用フベシ。但 今後初度交代ノ時 ^(b)其一部ノ半ヲ残シ、二年ヲ延シテ交代ス、断続宜キヲ得セシムルナリ。

問(1) 1868(慶応4)年閏4月に発表された本文書は何とよばれているか。

問(2) 下線部(a)の「御誓文」は何とよばれるものであるか。7字で答えなさい。

問(3) 空欄(ア)に該当する語句を記しなさい。

問(4) 下線部(b)の「公撰入札ノ法」とは何のことか。漢字2字で答えなさい。

B

伏^{ふし}テ惟^{おもんみ}ルニ、政府当局ヲシテ能^よク其責^{その}ヲ竭^{つく}サシメ、以^{もつ}テ陛下^{せきし}ノ赤子^{せきし}ヲシテ
日月^{にちげつ}ノ恩^{おん}ニ光^{こう}被^ひセシムルノ途^{みち}他^たナシ。 (イ) ノ水源^{すいげん}ヲ清^{きよ}ムル其^{その}一^{いち}ナリ。河
身^{かみ}ヲ修^{しゆ}築^{ちく}シテ其^{その}天然^{てんぜん}ノ旧^{きう}ニ復^{ふく}スル其^{その}二^にナリ。激^{げき}甚^{しん}ノ毒^{どく}土^どヲ除^{じゆ}去^{きよ}スル其^{その}三^{さん}ナリ。
沿岸^{えんがん}無^む量^{りやう}ノ天^{てん}産^{さん}ヲ復^{ふく}活^{かつ}スル其^{その}四^しナリ。多^た数^{すう}町^{ちやう}村^{むら}ノ頽^{たい}廢^{はい}セルモノヲ恢^{かい}復^{ふく}スル其^{その}五^ご
ナリ。加^か毒^{どく}ノ鉞^{せん}業^{ごう}ヲ止^とメ毒^{どく}水^{すい}毒^{どく}屑^{せつ}ノ流^{りゆう}出^{しゆつ}ヲ根^{こん}絶^{ぜつ}スル其^{その}六^{ろく}ナリ。(中略)
臣^{しん}年^{ねん}六^{ろく}十^{じゅう}一^{いち}、而^{しか}シテ老^{らう}病^{びやう}日^{にち}ニ迫^{せま}ル、念^{おも}フニ余^{おのれ}命^{いのち}幾^{いくば}クモナシ。唯^{ただ}万^{ばん}一^{いち}報^{ほう}効^{こう}ヲ
(C) 期^きシテ、敢^{あへ}テ一^{いち}身^{しん}ヲ以^{もつ}テ利^り害^{がい}ヲ計^{はか}ラズ。故^{ゆゑ}ニ斧^ふ鉞^{えつ}ノ誅^{ちゆう}ヲ冒^{おか}シテ以^{もつ}テ聞^きス、情^{じやう}切^{せつ}
二^に事^じ急^{きゆう}ニシテ涕^{てい}泣^{きゆう}言^いフ所^{ところ}ヲ知^しラズ。(d)

問(5) この文章は、1901(明治34)年に書かれた文章である。下線部(C)の「臣」
に該当する人物名を記しなさい。

問(6) 空欄(イ)に該当する河川名を記しなさい(漢字4字)。

問(7) 下線部(d)の「斧鉞ノ誅ヲ冒シテ」とは、「重い刑罰を犯してまでも」の意味
であるが、具体的にはどのような行動をしようとしたのか。漢字2字で答
えなさい。

C

本文書ノ目的

本文書ハ降伏後ノ日本国ニ対スル初期ノ全般的政策ニ関スル声明ナリ。本文書ハ大統領ノ承認ヲ経タルモノニシテ联合国最高司令官及米国關係各省及機關ニ対シ指針トシテ配布セラレタリ。

第一部 究極ノ目的

日本国ニ関スル米国ノ究極ノ目的ニシテ初期ニ於ケル政策ガ従フベキモノ左ノ如シ。

- (イ) 日本国ガ再び米国ノ脅威トナリ、又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト。
- (ロ) 他国家ノ権利ヲ尊重シ、ウノ理想ト原則ニ示サレタル米国ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ究極ニ於テ樹立スルコト。

第二部 連合軍ノ権限

一、軍事占領

二、日本国政府トノ關係 天皇及日本国政府ノ権限ハ、降伏条項ヲ実施シ且日本国ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ従属スルモノトス。(中略)最高司令官ハ米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ、天皇ヲ含ム日本政府機構及諸機關ヲ通ジテ其権限ヲ行使スベシ。日本国政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ、国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ。

(『日本外交年表並主要文書』)

問(8) 下線部(e)の「联合国最高司令官」はだれか。人名を記しなさい。

問(9) 空欄(ウ)は、1945(昭和20)年6月、サンフランシスコにおいて連合国によって採択された(発効は10月)ものである。空欄(ウ)に該当する語句を、漢字6字で答えなさい。

問(10) 下線部(f)のような統治方法は何とよばれているか。漢字4字で答えなさい。

〔IV〕 次の(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)の各ブロックの文中の空欄(番号が付された箇所)に、各ブロックの語群からもっとも適切と思われる語を選んで、その記号を解答欄(解答用紙裏面)にマークしなさい。

(ア) 1910年代に入ると、陸軍は、排日運動対策もかねて朝鮮に駐屯させる2個師団の増設を政府に求めた。1912(大正元)年末、2個師団の増設が閣議で認められなかったことに抗議し、 陸相は単独で辞表を提出、陸軍は、軍部大臣現役武官制をたてにその後任を推薦しなかった。そのため 内閣は総辞職に追い込まれた。

この当時、 1 は内大臣と侍従長に就任したばかりであったが、これを辞して新たな内閣を組織した。しかし、この内閣に対しては、藩閥勢力が新天皇を擁して政権を握ろうとしているとの非難の声が上がり、立憲国民党の 2 と立憲政友会の を先頭として、「閥族打破・憲政擁護」をかかげる運動が全国に広がっていった。その結果、1913(大正2)年、民衆が議会を包囲する中で、この内閣は退陣を余儀なくされた。この後を受けて海軍大将の が立憲政友会を与党として新たな内閣を組織したが、1914(大正3)年にジーマンス事件が発覚すると、都市民衆の抗議活動が再び高まり、やむなく退陣した。

〔語 群〕

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| A 大隈重信 | B 山県有朋 | C 加藤高明 | D 山本権兵衛 |
| E 尾崎行雄 | F 上原勇作 | G 原 敬 | H 西園寺公望 |
| I 桂太郎 | J 寺内正毅 | K 犬養毅 | L 加藤友三郎 |

(イ) 1882(明治15)年に設立された日本銀行は、1885(明治18)年から [3] の銀行券を発行、翌年には政府紙幣の [3] を開始した。ここに貨幣制度として [] 制が確立した。ところが、当時、欧米諸国は [] 制をとっていたため、これにならって日本は1897(明治30)年に貨幣法を制定し、日清戦争の勝利で得た賠償金の一部を準備金として [] 制を採用するに至った。

その後、第一次世界大戦が勃発すると、欧米諸国は [] 措置をとり、日本もこれに追随した。日本は、1923(大正12)年に起きた [] と1927(昭和2)年に起きた [4] の影響で、第一次世界大戦後ただちに [] 制に復帰できなかったが、1930(昭和5)年に [] が断行され、外国為替相場の安定と経済界の抜本的整理が図られた。しかし、日本経済はそのためによる不況とその前年から始まった [] とあわせて二重の打撃を受けた。それゆえ、1931(昭和6)年には再び [] が断行され、円の [] も停止されることになり、日本経済は最終的に [] 制を離れて [5] 制に移行した。

[語群]

- | | | |
|----------|---------|-------|
| A 関東大震災 | B 金輸出禁止 | C 銀兌換 |
| D 管理通貨 | E 金輸出解禁 | F 金兌換 |
| G 金融恐慌 | H 金銀複本位 | I 銀本位 |
| J モラトリアム | K 世界恐慌 | L 金本位 |

(ウ) 1919(大正8)年に設置された関東軍は [] 半島の [6] に司令部を置き、関東州と南満州鉄道の警備を主な任務としていた。関東軍は1928(昭和3)年に張作霖爆殺事件を引き起こし、満州の軍事占領を画策したが、失敗に終わり、中国には国権回収を要求する民族運動が高まった。こうした状況に危機意識をもった関東軍は1931(昭和6)年に [] 郊外の [7] で南満州鉄道の線路を爆破し、これをきっかけに満州事変が始まった。

1932(昭和7)年には関東軍は満州の主要地域を占領し、清朝最後の皇帝溥儀を執政として、 [] を首都とする満州国の建国を宣言させた。こうした日本の軍事行動は中国の排日運動を激化させ、同年には日中両軍が [] でも衝突した。1933年(昭和8)年に関東軍は [] 省も満州国の一部であるとして侵攻し、その結果、同年5月、要衝の地である [8] で日中間の軍事停戦協定が結ばれて事実上、満州事変は終結した。

[語群]

- | | | | |
|------|------|------|-------|
| A 熱河 | B 北京 | C 遼東 | D 上海 |
| E 山東 | F 奉天 | G 大連 | H 柳条湖 |
| I 新京 | J 塘沽 | K 旅順 | L 盧溝橋 |

(エ) 太平洋戦争が終わると、日本は、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指令・勧告のもとで民主化を進めることになった。教育改革もその重要な柱の一つであった。

1947(昭和22)年には [] が制定され、義務教育が6年から9年に延長された。また同時に制定された [9] により、六・三・三・四の学校制度が発足した。

1948(昭和23)年になると [] も制定され、教育行政の地方分権化・官僚統制からの独立も図られることとなった。また、同年には、1890(明治23)年に発布された [10] が、国会の決議により失効と確認された。しかし、占領期が終わると、1954(昭和29)年には [] などによって、公立学校教員の政治活動と政治教育が禁じられ、さらに1956(昭和31)年には [] が制定されて、地方公共団体の教育行政に対する国の関与が強められることとなった。

[語 群]

- | | |
|------------|---------------|
| A 学校令 | B 教育基本法 |
| C 学 制 | D 地方教育行政組織運営法 |
| E 教育公務員特例法 | F 学校教育法 |
| G 教育令 | H 教育職員免許法 |
| I 地方自治法 | J 教育委員会法 |
| K 地方公務員法 | L 教育勅語 |